

わがまち特例に係る再生可能エネルギー発電設備の改正内容

種類	改正後	改正前
太陽光 発電設備	【法附則第15条第24項第1号イ】 (割合：1／3) ペロブスカイト太陽電池に限定	【法附則第15条第25項第1号イ】 (割合：1／2) 1kw未満の発電設備(50kw以上)
		【法附則第15条第25項第3号イ】 (割合：7／12) 1kw以上の発電設備
風力 発電設備	【法附則第15条第24項第2号】 (割合：1／2) 再エネ海域利用法(*1)による洋上風力発電設備	【法附則第15条第25項第1号ロ】 (割合：1／2) 20kw以上の発電設備
	【法附則第15条第24項第3号イ】 (割合：1／2) ▶港湾法による洋上風力発電設備 ▶温対法(*2)による陸上風力発電設備 ▶農山漁村再エネ法(*3)による陸上風力発電設備	【法附則第15条第25項第3号ロ】 (割合：7／12) 20kw未満の発電設備
水力 発電施設	【法附則第15条第24項第4号】 対象・割合変更なし	【法附則第15条第25項第3号ハ】 (割合：7／12) 5kw以上の発電設備
	【法附則第15条第24項第1号ロ】 対象・割合変更なし	【法附則第15条第25項第4号イ】 (割合：1／3) 5kw未満の発電設備
地熱 発電設備	【法附則第15条第24項第3号ロ】 対象・割合変更なし	【法附則第15条第25項第1号ハ】 (割合：1／2) 1kw未満の発電設備
	【法附則第15条第24項第1号ハ】 対象・割合変更なし	【法附則第15条第25項第4号ロ】 (割合：1／3) 1kw以上の発電設備
バイオマス 発電設備	(特例対象外のため削除)	【法附則第15条第25項第1号ニ】 (割合：1／2) 1万kw以上2万kw未満の発電設備
	【法附則第15条第24項第1号ニ】 対象・割合変更なし	【法附則第15条第25項第4号ハ】 (割合：1／3) 1万kw未満の発電設備

*1 再エネ海域利用法：海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律

*2 温対法：地球温暖化対策の推進に関する法律

*3 農山漁村再エネ法：農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律